

視点をしぼり、事例や自分の保育をもとに意見を出し合う。

〔視点例〕

視点1 自分が担任なら、A児とB児にどのように対応するか？

視点2 自分が担任なら、A児とB児の母親には、どのように接するか？

事例を活用して園全体の幼児の現状などについて教職員で共通理解する。

〔研修の進行例〕

- ・付箋等に自分の考えや対応の要点（キーワード）を書く。
- ・付箋等を見せながら自分の意見を出し、画用紙にはる。
- ・付箋を整理しながら話し合う。
- ・共通理解したポイントを見える場所に掲示し、日々の保育に生かせるようにする。

〔研修における発言例〕

○私なら、「どうしたの？」の次に、「押し合いつこの前は二人ともどんな遊びをしていいのかな？」など、いざこざのきっかけにつながる質問をしたいと思います。というのは、A児とB児の返答は、押し合いの経過を述べているだけで、押すことになった「きっかけ」に対する説明にはなっていないからです。また、「本当かな？」という質問は、幼児にとって責められているように感じるかもしれません。

○A児とB児の双方の保護者への対応は、私なら今回の場合、けんかが起きた日に「今日はAちゃんとBちゃんが保育室で遊んでいたときに、押し合いつこのけんかをしました。どちらが先に押したかなど詳細は分かりませんでした。『お友達から押されたら痛いよね。いやだよ。ごめんなさいってあやまろう。』と促すと、二人とも謝ることができました。」と謝ることができたA児とB児の心の成長の様子も伝えます。

〔研修で共通理解した内容例〕

葛藤場面こそ幼児を伸ばすチャンス

幼児の場合、言葉での表現がうまくできなかつたり、けんかのきっかけを覚えていなかったりすることがある。特に年少児の場合は、けんかの詳細をつかむのが難しいことが多い。しかし、指導者としては、幼児同士の自己主張のぶつかり合いによる葛藤などの場面こそ幼児を伸ばすチャンスだと考えて、じっくり幼児の話聞くことが大切である。幼児に考えさせたり、思い出させたりすることに教育効果がある。

謝れば終わりではない

けんかの場合、お互いに状況や気持ちを言った後に、一緒に遊ぶ、仲良く遊ぶという行動を意図的に取らせておくことが、今後の二人の関係づくりに役立つ。謝ることのみこだわったり、謝ればそれで終わりという対応に終わらせたりしないようにしておく。そうすることで、「いやいや謝った」というマイナスの印象が残るのではなく、二人で遊んだというプラスの印象の方が強く残る。

事例 8 保護者とともに基本的な生活習慣・規範意識を育てる

(1) 幼児に基本的な生活習慣や規範意識を育てることについての本園の考え方

幼児に基本的な生活習慣や規範意識を身に付けさせるためには、幼児自身だけでなく教師と保護者がきめ細やかに連携しながら計画的に取り組を進めていく必要がある。

保護者同士をつないでいくための内容を設定する。

「家庭の中の子育て」と「園生活」をつなぐ。

保護者が自分の子育てを振り返る場を設定する。

具体的には、教師が保護者の意識を高めたり、保護者の協力を求めたりするのはもちろんのこと、保護者同士がつながり合うきっかけをつくっていくことが大切である。その際、家庭で続けているお手伝いを園の活動に取り入れることや、行事などにおいて保護者が自分の子ども以外の幼児と共に活動をする機会をもちたいと考えた。「家庭での子育て」と「園生活」を密接につなぎ、保護者が自分の子育てを振り返る場とすることを教職員で共通理解した。

(2) 幼稚園と家庭の連携を行う取組「ほんわかデー」

基本的な生活習慣や規範意識を育てるため、保護者と共に取り組む。

「ほんわかデー」における“いくぞ！おたすけ隊”の取組から

本園では、希望する保護者が保育に参加できる場を定期的に設けており、その日のことを「ほんわかデー」と呼んでいる。年度当初に「ほんわかデー」を次のようなねらいで実施することを保護者に説明・啓発し、参加を呼びかけてきた。

- ・保護者が保育に参加して幼児と遊ぶことで、一人一人に応じた寄り添い方やかかわり方が必要なことに気付く。さらに、これまでの我が子へのかかわり方を見直すきっかけとする。
- ・他の保護者と話すことで、自分の子育てを見直す。
- ・保護者同士の人間関係を築き、ともに支え合えるようにする。
- ・遊びの環境準備を協力して行い、豊かな環境が幼児の遊びを豊かにし、心を育てることに気付く。

① 平成21年度実施計画

6月	○かけっこ、絵本	◇ゲーム	〔 ○… 4歳児 ◇… 5歳児 〕
7月	○◇ボディーペインティング		
10月	○◇未就園児とミニミニ運動会		
11月	○◇いくぞ！おたすけ隊		

活動の目的や内容等について、教師と保護者が共通理解する。

「ほんわかデー」では、毎回参加者を募っている。当日を迎えるまでに、まとめ役の教師と保護者が活動内容や配慮事項などについて相談し、準備をしている。

② “いくぞ！おたすけ隊”に向けた準備

○“いくぞ！おたすけ隊”で実施するお手伝いの決定

設定するお手伝いは、夏休み後に本園で実施した「お手伝いに関する」記述式アンケート調査（幼児が興味をもって取り組めたお手伝い、幼児が意欲をもって長く続けられたお手伝い、親子で楽しめたお手伝いの内容等に関する調査）の結果と年長児が幼稚園において“○○隊”として活躍しているものを参考に決定していった。

○「ほんわか隊長さん」（保護者）との打合せ

打合せでは、保護者と目的の確認や進め方の工夫、役割分担等を行った。

保護者と共通理解しながら内容を決定する。

- ・活動は、幼児が少し頑張ればできそうなお手伝いとすることで、家庭でもやってみたいと思えるように配慮した。
- ・「ほんわか隊長さん」（保護者）が活動を進行し、各コーナーは、保護者に担当してもらうことにした。
- ・教師は、幼児一人一人の状況を把握しながら、全体の進行の調整を行うことにした。
- ・幼児はグループ（4歳児・5歳児混合）ごとにカードを持ってコーナーを回っていく。お手伝いができたら、各コーナーの担当保護者にカードにスタンプを押してもらう。

決定した活動の一部を次にあげる。

[各コーナーの名前・内容]

コーナーの名前	内 容
パタパタママ	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な種類の洗濯物をきれいにたたむ。 ・種類にあったたたみ方があることを教えたり教えられたりする。 ・たたんだ物をカゴに入れてきれいにしまう。 (体操服・体操ズボン・ハンカチ・タオル・靴下・パンツ・シャツ)
“くつスッキリ隊” になろう!	<ul style="list-style-type: none"> ・靴をまっすぐにそろえて並べる。 ・靴をパズルのような感覚で種類ごとに形を合わせて並べる。 ・次に履きやすいように並べる。 (運動靴・長靴・パンプス・大きい靴・ぞうり・ブーツ)
ぞうきんダッシュ	<ul style="list-style-type: none"> ・ぞうきんを絞る。 ・ぞうきんを固く絞る方法を知る。 ・リズム室の床の木目に沿って、ふき掃除をする。 ・汚れたぞうきんをバケツに汲んだ水で洗う。 ・バケツの水が汚れたのを見て、床がきれいになっていることを実感する。

③ “いくぞ！ おたすけ隊”の実施

発達の時期をとらえ、ねらいを位置付ける。

- [ねらい] 4歳児 “いくぞ！おたすけ隊”になってお手伝いをする楽しさを感じる。
5歳児 “いくぞ！おたすけ隊”になって進んでいろいろなお手伝いに挑戦しようとする。

○ “いくぞ！ おたすけ隊” の主な活動の様子

教師の援助・環境の構成	幼児の活動	考 察
《パタパタママ》		
<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな形の物をたたむ経験ができるよう服、靴下、タオル、ズボンなどを準備する。 ・保護者に「洗濯物がい 	<ul style="list-style-type: none"> ・たたんだ物をきれいにかごに入れていく。 「きれいにそろえておいてね。」 「いつもしているからできるよ。」 「靴下はどうやるの。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の方から「すごいね。お洋服屋さんみたいにたためるんだね。」と、ほめられた幼児は、日頃の成果を

<p>っぱいで困ってるの。助けてくれるかな。」と上手く誘ってもらおうようお願いしておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「次は、これをやってみて。」「これは、何かなあ。」などの言葉かけにより、幼児がやる気をもてるようにしてもらおう。 	<p style="border: 1px solid green; padding: 2px;">やっていることに自信がもてるように、ほめる。</p> <p>K児が上手にたたむ。 T「Kちゃん夏休みから洗濯物たたみをしてるからすごく上手だね。」 K児は照れ笑いをして、次から次へと洗濯物をたたんでいった。</p>	<p>認められ、とても誇らしげである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たたみ方を教わった幼児は、2回目は「自分でやる。」と言って挑戦できた。 ・家庭で続けているお手伝いの成果を発揮し、認められたことで、さらに意欲的に活動ができた。
<p>《ぞうきんダッシュ》</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ぞうきんの絞り方のコツを必要に応じて教えてもらう。 ・すぐに手伝ってしまわないように保護者に予め声をかけ、幼児の様子を見守りながら、幼児が考えながら手伝いをやり遂げる姿を見てもらうようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ぞうきん絞りができず困っていた自分の子どもに 母「やってあげようか。」 K「いらん。自分でやる。」 母「頑固でしょう。」 T「きっとKちゃんは自分でできるんですよ。園の掃除の時間でもいつもやれているからね。大丈夫ですよ。見守ってあげましょう。」 <p style="border: 1px solid green; padding: 2px;">保護者が、幼児とのかかわり方に気付くような声をかける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「見守りながら待つ。」ということを通して、自分で何とかぞうきんを絞ろうとする幼児の姿や、自分でできたという達成感からさらに次の活動へ意欲的に向かう幼児の姿を保護者に見てもらえることができた。

振り返りを行い、次の活動に生かす。

○ “いくぞ！おたすけ隊”の振り返り

“いくぞ！お助け隊”は今まで家庭や園で経験したお手伝いの内容であったので、幼児にとって抵抗なく取り組んでいた。また、できることを披露したり、ほめられたりすることで自信へとつながったようにも思う。

事前の打合せで、参加する保護者の方に、少し待つ、しっかりほめる、何度もほめる等のお願いをした。そのことで、一生懸命幼児に声かけをしたり、少し考えさせてから声をかけたりしていただけた。今回の活動は、今後の家庭での子育てにも生かしていただけると考える。

活動の最後には参加した保護者から幼児に、一言ずつ感想や思いを話していただいた。このことは、幼児にとってより一層励みとなったようだ。

○ “いくぞ！おたすけ隊”実施後の啓発

参加していない保護者にも、廊下の掲示物やクラスだよりで「ほんわかデー」での“いくぞ！おたすけ隊”の活動の様子について伝えた。

活動終了後、速やかに啓発することが効果的である。

○ “いくぞ！おたすけ隊”を終えて

この活動は、幼児だけでなく保護者にも、基本的な生活習慣・規範意識を育てていくことの大切さを啓発することにつながった。また、事後の連絡帳からは、保護者から見た幼児の家庭での変容がうかがえた。保護者との連携がうまくいくことで、幼児は大きく成長できると考える。

引用・参考文献

- (1) 文部科学省(平成20年)『幼稚園教育要領解説』株式会社フレーベル館
- (2) 善野八千子(2004)『学校評価を活かした学校改善の秘策～汗かく、字を書く、恥をかく～』教育出版 pp. 40-53
- (3) 善野八千子(2008)大和郡山市園長研修会講演資料
- (4) 善野八千子(2009)「学校評価レインボー・アクションプラン」『園経営の工夫・改善を図る学校評価の在り方』奈良県立教育研究所幼稚園経営研修講座講演資料、2009年6月 pp. 21-24
- (5) 大和郡山市立治道幼稚園・治道小学校(平成19年)『平成17・18・19年度文部科学省研究開発学校 治道プラン 教育課程集』
- (6) 奈良教育大学附属幼稚園(平成21年)『教育課程』
- (7) 南幸(2009)「幼稚園・保育所における食育の進め方について」平成21年度第1回保育所・幼稚園職員合同研修会講演資料、2009年5月
- (8) 平群町立平群幼稚園(2009年10月)平成21年度奈良県幼稚園教育課程研究協議会事例発表資料
- (9) 上村康子(2007. 2008)「子育てサポーターリーダー養成講座」講演資料
- (10) 森本展代(2009)「子育て支援活動と預かり保育研修講座」実践発表資料、2009年8月
- (11) 奈良県立教育研究所(平成15年)『社会性の基礎をはぐくむ～事例から考える保育の視点～』
- (12) 小走尚美(2009)「幼児の生活習慣の改善・定着に向けた家庭との連携の在り方」平成21年度“教育セミナー2009”分科会発表資料、2010年2月

IV 參考資料

- 教育基本法
- 学校教育法（抄）
- 学校教育法施行規則（抄）

教育基本法

平成18年12月22日法律第120号

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法 の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

- 第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

- 第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。
- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

- 第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

- 第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。
- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

- 第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。